

○富良野広域連合火災予防規程

平成21年 4 月 1 日

訓令第12号

改正 平成25年 7 月26日訓令第 3 号

改正 平成26年 5 月30日訓令第 1 号

改正 平成29年 3 月21日訓令第 1 号

改正 平成30年 3 月15日訓令第 1 号

改正 平成30年11月30日訓令第 3 号

改正 令和元年 8 月23日訓令第 4 号

改正 令和 3 年 3 月 3 日訓令第 1 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日訓令第 2 号

改正 令和 8 年 3 月23日訓令第 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、火災予防上必要な事務処理について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令 消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 条例 富良野広域連合火災予防条例（平成21年条例第23号）をいう。
- (5) 規則 富良野広域連合火災予防規則（平成21年規則第13号）をいう。

第 2 章 一般予防事務

第 1 節 防火管理

(防火管理及び防災管理体制の確立)

第 3 条 所轄消防署長（以下「署長」という。）は、法第 8 条第 1 項、法第 8 条の 2 第 1 項、法第 8 条の 2 の 5 第 1 項及び法第36条第 1 項の適用のある防火対象物の実態を把握し、防火管理及び防災管理上必要な業務が適正に行われるよう指導しなければならない。

(防火管理講習)

第 4 条 消防長は、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要に応じ、防火管理のための講習を行うものとする。

(講習の種別)

第 5 条 前条に定める防火管理講習は、次に定めるとおりとする。

- (1) 甲種防火管理新規講習 省令第 2 条の 3 第 1 項に規定する講習をいう。
- (2) 甲種防火管理再講習 省令第 2 条の 3 第 1 項に規定する講習をいう。

(講習の実施)

第6条 消防長は、あらかじめ講習会実施計画を策定するものとする。

2 講習会を開催するときは、その旨を広く周知するものとする。

(受講手続)

第7条 消防長は、防火管理講習を受講しようとする者に対し、防火管理講習受講申請書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、受講をしようとする者を証明できる書面の写しを添えさせるものとする。

3 第1項の申請を受けたときは、次条に規定する受講資格の適否について審査し、受講者名簿を作成するものとする。

4 前項の審査の結果、受講資格を有し、適当であると認める者に対して受講票（別記様式第2号又は別記様式第3号）を交付し、不適当であると認める者については、その理由を明らかにして申請者にその旨を通知するものとする。

(受講資格)

第8条 防火管理講習を受講できる者は、次の一に該当する者とする。

(1) 政令第1条の2第3項に規定する防火対象物の管理について権限を有する者が適任と認める者（次号に該当する場合を除く。）

(2) 「消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習を定める件」（平成16年消防庁告示第2号）に基づき、第5条第2号の講習を受講しようとする者

(3) 前2号に該当する者のほか消防長が適当と認めた者

(講師)

第9条 講習会の講師は、消防長が指名するものとする。

(修了証の交付)

第10条 消防長は、防火管理講習の受講者が全課程を修了し、適当と認めた者に対して省令で定める修了証を交付し、防火管理講習修了証交付台帳（別記様式第4号）に記載するものとする。

(修了証の再交付等)

第11条 消防長は、修了証を紛失し、破損し、若しくは汚損した者から再交付の申出があったときは、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第5号）を提出させ、再交付を行うものとする。

2 前項の申請書には、申請をしようとする者を証明できる書面の写しを添えさせるものとする。

3 消防長は、修了証の記載事項に変更があった者から書換えの申出があったときは、防火管理講習修了証書換申請書（別記様式第6号）を提出させ、書換えを行うものとする。

4 前項の申請書には、書換前の修了証の写しを添えさせるものとする。

(防火・防災管理者基本台帳)

第12条 署長は、防火（防災）管理者選任（解任）届出書を受領したときは、收受印を押し、防火・防災管理者基本台帳（別記様式第7号）に記載するものとする。なお、統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書を受領したときも、同様とする。

第2節 建築同意

(同意事務の処理)

第13条 建築の同意事務は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 署長は、同意書類を受けた場合は、建築同意受付簿（別記様式第8号）に所定の事項を記載したう

え必要な調査及び審査を行い所定の期間内に当該行政庁等に通知するものとする。

- (2) 前号に定める同意又は不同意は、同意書類の該当欄に「防火上支障ないものと認める」又は「不同意」と表示する。この場合不同意については、その理由を記載した不同意返却理由書（別記様式第9号）を添付するものとする。
- (3) 前号前段の規定にかかわらず、計画通知書にあっては前号に定める該当欄に、同意の場合は「防火上支障のないものと認める」と、不同意の場合は「不了承」とそれぞれ表示するものとする。
- (4) 署長は、当該対象物が、法第8条の3、第10条及び第17条並びに条例の届出に該当するときは、建築物の使用について（別記様式第10号）により関係者に通知するものとする。

第3節 消防用設備等

（着工届出の受理）

第14条 署長は、法第17条の14に定める工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）が提出された場合は、届出事項及び添付図書の内容を確認、收受印を押し、各種届出受付台帳（別記様式第11号）に記載し審査するものとする。

- 2 前項により審査した結果、不備な事項については、消防用設備計画書・着工届の是正について（別記様式第12号）により届出人に通知するものとする。

（設置届出の受理）

第15条 署長は、省令第31条の3に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書を受けた場合は、内容を確認、收受印を押印し、前条に定める各種届出受付台帳に記載して、法第17条第1項又は同条第2項に定める技術上の基準に基づき検査するものとする。

（検査済証の交付）

第16条 前条の検査結果に基づいて、検査済証を交付する場合は、消防用設備等検査済証交付簿（別記様式第13号）に記載するものとする。

（特例基準の適用）

第17条 政令第32条の規定又は、条例第41条の規定に基づき、消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の基準の特例の承認を受けようとする者は、消防用設備等適用除外申請書（別記様式第14号）を消防長に提出しなければならない。

- 2 消防長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、特例の承認の決定をしたときは消防用設備等適用除外承認通知書（別記様式第15号）、不承認の決定をしたときは消防用設備等適用除外不承認通知書（別記様式第15号の2）により、それぞれ当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第18条 署長は、法第7条の同意の対象となる住宅の場合に条例第29条の6の規定に基づき住宅用防災機器等（以下「住警器等」という。）の設置及び維持の適用を除外する場合は、適用除外にかかる概要を住宅用防災警報器等特例概要書（別記様式第16号）に記載し、建築確認申請書の正本に添付のうえ、当該行政庁等に通知するものとする。

- 2 署長は、建築基準法第93条第4項の規定により通知が行なわれる住宅について、条例第29条の6の規定に基づき住警器等の適用を除外する場合は、その適用の除外を認定した時点において、その旨及び概要を建築主等に文書で示すとともに、遅滞なく当該行政庁等に通知するものとする。

第4節 指定防火対象物の届出等

（使用開始等の届出の受理）

第19条 署長は、条例第51条による防火対象物の使用開始の届出を受けた場合は、届出事項及び添付図書の内容を調査して収受印を押し、第14条に定める各種届出受付台帳に所定の事項を記載し、指定防火対象物台帳（当該防火対象物に関係ある一切の書類を編さんした台帳。以下同じ）（別記様式第17号）に編さんするものとする。

（指導方法）

第20条 署長は、前条の届出を受理したものについて、火災予防上必要な措置を要すると認めたときは、所有者、管理者、又は占有者（以下「関係者」という。）に対して、立入検査結果通知書（別記様式第18号）を交付し指導するものとする。

2 前項の立入検査結果通知書の交付に際しては、関係者から改善計画（完了）届（別記様式第19号）の提出を求めることができる。

第5節 意見書等

（意見書の交付）

第21条 署長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による許可申請書に添付する意見書の交付申請書を受理したときは、書類審査及び調査を行い、意見書（別記様式第20号）に必要な事項を記載し、申請者に交付するものとする。

2 前項の意見書交付申請書に添付する書類は次に定めるとおりとする。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し。（変更の場合は、貯蔵施設等変更許可申請書の写し。）
- (2) 貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面。
- (3) 防火管理の計画（事業所全体の計画。）

（消防法令適合通知書の交付等）

第22条 署長は、旅館業、公衆浴場業及び興行場等営業の許可申請に係る防火安全に関する事項について保健所等から照会があったときは、当該防火対象物について調査を行い、その結果を防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（平成26年3月7日消防予第60号）の例により保健所等に交付又は回答するものとする。

2 署長は、住宅宿泊事業の届出に係る防火安全に関する事項について届出住宅の関係者等から交付申請又は照会があったときは、当該防火対象物について調査を行い、その結果を住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について（平成29年12月26日消防予第389号）の例により届出住宅の関係者等に交付又は回答するものとする。

（事業所税に関する確認願い）

第23条 署長は、事業所税に関し消防に係る部分の確認願いを受理したときは、これを審査及び調査の上回答するものとする。

（証票の交付）

第24条 消防長は、法第4条第2項（法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証票を消防職員に交付し立入検査証交付台帳（別記様式第22号）に登載するものとする。

（証明）

第25条 消防長は、関係者からの申出により検査証明願（別記様式第23号）を受理したときは、必要な調査又は検査を行い、その願に証明を付し交付するものとする。

第6節 火災統計

(火災統計)

第26条 署長は、火災統計を次により作成し、翌月の10日までに消防長に報告するものとする。

- (1) 火災報告（別記様式第24号）
- (2) 管轄区域別火災月報（別記様式第25号）
- (3) 火災報告総括表（別記様式第26号）
- (4) その他必要と認めるもの

第7節 広報、広聴

(広報)

第27条 署長は、管轄区域を対象にあらゆる広報媒体等を活用して積極的に広報を行わなければならない。

(現場広報)

第28条 消防長又は署長は、火災、爆発その他の災害の現場において、災害の現況その他必要な事項を住民及び報道機関その他関係機関に広報するものとする。

(広聴)

第29条 署長は、住民から火災予防又は危険物等に関して投書、苦情等があったときは、速やかに実情を調査し適切に処理するとともに、その結果を広聴事務処理票（別記様式第27号）に記録するものとする。

- 2 署長は、前項の結果特に重要と認められるものについては、その結果を消防長に報告しなければならない。

第8節 防火指導

(事業所等の防火指導)

第30条 消防長及び署長は、危険物施設等及び指定防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自主的に防火活動を行なうよう指導するとともに、必要に応じ立会いにより指導を行なうものとする。

(自衛消防訓練の実施)

- 2 省令第3条第11項に定める消防機関への通報は、自衛消防訓練通知書（別記様式第28号）により行なわせるものとする。

(住民の防火指導)

第31条 署長は、町内会その他の団体組織に対し、自主的に防火活動を行なうよう指導するとともに、必要に応じ立会いにより指導を行なうものとする。

(防火指導の処理)

第32条 事業所等又は住民に防火指導を行ったときは、防火指導簿（別記様式第29号）に必要事項を記載するものとする。

第3章 査察

(査察の計画)

第33条 消防長は、査察の方針及び指導重点項目期間等を定め、署長に示すものとする。

- 2 署長は、前項に基づき管轄区域に応じた具体的な査察計画を樹立しなければならない。ただし、予定できないものにあつては、その都度、査察計画を樹立するものとする。
- 3 査察員（査察に従事する消防職員をいう。以下同じ。）は、前項の査察計画に基づいて査察を実施しその期間内に査察を完了するよう努めるものとする。

(査察の種類)

第34条 査察の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般査察
 - (2) 定期査察
 - (3) 特別査察
- (査察員の心得)

第35条 査察員は常に査察上必要な知識の修得を図るとともに査察能力の向上に努め、査察にあたっては法第4条又は法第16条の5の規定によること。

(査察事項)

第36条 査察は出火危険、延焼拡大危険及び人命危険の排除を主眼とし査察対象物区分の状況によって、次の各号の位置、構造、設備、管理の状態等の全部又は一部について行うものとする。

- (1) 建築物及び工作物
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 電気設備及び器具
- (4) 消防用設備等
- (5) 危険物、準危険物、特殊可燃物、液化石油ガス、火薬類、放射性物質等の関係施設
- (6) 避難施設及び避難管理
- (7) 防火管理者、危険物取扱者等の業務遂行状況
- (8) 消防計画、予防規程及びその他防火上の記録
- (9) その他必要と認める事項

(一般査察)

第37条 署長が第33条第2項に定める査察計画に基づき所属の査察員に命じ一般対象物（法第2条第3項に定める消防対象物のうち指定防火対象物を除いたもの。）に対して行わせるものをいう。

(定期査察)

第38条 消防長が特に命じた予防査察員（以下「査察専従員」という。）に次に掲げる対象物について定期的に行わせるものをいう。

- (1) 指定防火対象物
- (2) 危険物製造所等
- (3) 関係者により査察を要請された対象物

2 特別査察を実施した防火対象物については、定期査察を省略することができる。

(特別査察)

第39条 消防長又は署長が火災予防上又は火災が発生した場合における人命危険の防止上、特に必要があると認めたときに査察専従員又は査察員に命じて特別に行わせるものをいう。

(査察結果報告)

第40条 査察専従員及び査察員が査察を行った場合、予防査察結果の指導について（別記様式第30号〔1〕）により関係者に指導を行い一般査察台帳（別記様式第30号〔2〕）を作成又は指定防火対象物台帳（別記様式第31号〔1〕〔2〕）を作成し整備する。

2 査察員は査察終了の都度その結果を所属長に報告するものとする。

3 前項に規定する査察の報告については一般査察実施結果報告書（別記様式第32号）又は指定防火対象物査察実施結果報告書（別記様式第33号）により報告するものとする。

4 署長は、前項に規定する報告に基づき集計した査察実施結果をその都度消防長に報告するものとする。

(査察指導)

第41条 広域連合長、消防長及び署長は、指定防火対象物及び危険物製造所等の査察を実施した場合は、第20条に定める立入検査結果通知書により関係者に指導を行うものとする。

2 署長は、前項の規定による指導をした防火対象物が規則第10条の2の規定に該当しないと認められたときは、遅滞なくその旨を消防長に報告しなければならない。

(違反公表に係る通知)

第42条 条例第56条第2項の規定による通知（別記様式第18号の2）は、公表予定日の7日前までにしなければならない。

(違反公表の削除)

第43条 消防長は、第41条第2項による報告を受けた場合は、遅滞なく規則第10条の3の規定による公表事項を削除しなければならない。

(勧告及び改善計画)

第44条 広域連合長、消防長及び署長は、査察の結果特に措置を要すると認めるときは、関係者に対して勧告書（別記様式第34号）を付し必要に応じて第20条に定める改善計画書を提出させ、火災予防上又は人命危険の予防上必要な措置をするよう指導するものとする。

2 広域連合長、消防長及び署長は、前項の改善計画書を受理したときは、これを検討し当該計画の是正その他必要な事項について指導するとともに追跡調査を実施し改善の促進に努めるものとする。

(違反処理)

第45条 消防長又は署長は、前条の措置を講じても不備欠陥事項が改善されない場合は、富良野広域連合消防違反処理規程（平成21年訓令第13号。以下「違反処理規程」という。）により処理するものとする。

(資料の提出)

第46条 火災予防のため必要と認める資料は、関係者に対し任意の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する任意の提出により難しい場合は違反処理規程の資料提出命令に準じ資料を提出させるものとする。

(査察等の記録)

第47条 署長は、査察指導等の予防措置を行った場合、又は防火対象物に変更を生じた場合はその都度第40条に定める指定防火対象物台帳〔2〕に指導の経過を明らかにしておくものとする。

第4章 雑則

(防火対象物点検結果報告書等の受理)

第48条 署長は、法第8条の2の2に基づく防火対象物点検結果報告書、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2に基づく防災管理点検結果報告書又は法第17条の3の3に基づく消防用設備等点検結果報告書（以下「報告書」という。）を受理したときは、報告内容を調査し、その結果、不備事項については是正するよう指導を行なうものとする。

2 署長は、前項の報告書を第14条に定める各種届出受付台帳に記載するほか、副本が添付されているときは、報告済証印を押し、届出者に交付するものとする。

(法に定める届出書の受理)

第49条 法に定める次の届出書の受理は、署長が行うものとし、その取扱いの前条の規定を準用する。この場合において、第2項中「報告済証印」とあるものは「届出済証印」と読み替えるものとする。

- (1) 消防計画作成（変更）届出書
- (2) 防火管理者選任（解任）届出書
- (3) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書
（条例に定める届出の受理）

第50条 条例に定める各種届出書の受理は署長が行うものとし、その取扱いは前条の規定を準用する。

（届出等の報告）

第51条 署長は、第48条から第50条に規定する報告又は届出の事務処理をしたときは、月間分を取りまとめ諸願届出処理報告書（別記様式第35号）により消防長に報告するものとする。

（違反建築物に対する措置）

第52条 署長は、建築関係法令違反のうち管理的な違反に該当する事案以外のものについて発見又は報告を受けた場合は違反建築物の改善方について（別記様式第36号）により関係行政機関に通知し、その是正措置について回答を求めておかなければならない。

（未届事項の措置）

第53条 消防職員は法令又は条例に基づく届出変更及び申請（以下「届出等」という。）を必要とする事項を発見又は周知したときは、速やかに届出等を指導するとともに他署に関係あるものについては未届事項発見指導通知書（別記様式第37号）により関係署に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた署は、関係者に対し届出の促進を図るものとする。

（危険物流出事故の処理）

第54条 予防課長又は署長は、危険物の流出事故の報告及び通報を受けたときは、速やかに必要な対策を講じ、消防長に報告するとともに、関係機関に連絡しなければならない。

（予防会議）

第55条 予防課長は、火災予防行政に関する消防法令等の運用、火災予防事情並びに火災予防事務の執行及び事務処理等について必要あると認めた場合は、関係職員を招集し討議を開催し火災予防の適正を図らなければならない。

（指定催しの指定）

第56条 署長は、条例第50条の2第3項の規定する指定催しを指定したときは、当該催しを主催する者に対し、指定催しの指定通知書（別記様式第38号）により通知するとともに、公示しなければならない。

2 前項の公示は、富良野広域連合公告式条例（平成20年条例第1号）によるもののほか、インターネット等を利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（委任）

第57条 この規定について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月26日訓令第3号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日訓令第1号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月15日訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年6月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 届出住宅の関係者等は、施行日前においても、新規程第22条第2項の規定の例により、消防法令適合通知書の交付等を受けることができる。この場合において、当該消防法令適合通知書の交付を受けた者は、施行日において同条同項の規定により消防法令適合通知書の交付を受けたものとみなす。

附 則（平成30年11月30日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月23日訓令第1号）

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

防火管理講習受講申請書			
年 月 日			
富良野広域連合消防本部 消防長 様			
写 真 縦 4 c m 横 3 c m	受講者 住 所 _____ フリガナ _____ 氏 名 _____ ㊟ 電 話 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 生		
勤務先（事業所等） 名 称 _____ 住 所 _____ 代表者 _____ 受講者の職務上の地位 _____			
普通救命講習	修了証番号： 第 _____ 号		
※ 処 理 欄			
受 付 欄	受 講 番 号	受 講 区 分	
		甲種新規講習 甲 種 再 講 習	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 受講者氏名・生年月日は、資格講習修了証に記載されますので、楷書で明確に記入してください（フリガナを必ずつけてください）。
- 3 申請の際には、受講者本人を証明できる書面（運転免許証・パスポート等）の写しを添付してください。
- 4 甲種防火管理再講習の受講を申請するときは、甲種防火管理者の資格を証する書面を添えてください。
- 5 新規講習を受講される方で平成21年4月1日以降に富良野広域連合で普通救命講習を受講されている方は、修了証番号を記入するとともに修了証の写しを添付してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第7条関係）

受 講 票

受 講 番 号 第 号

受 講 者 住 所

（フリガナ）

氏 名

生 年 月 日

勤務所所在地

名 称

お 知 ら せ

1 講習日は、 月 日（ ）です。

受付時間は 時 分から 時 分まで、講義は 時 分から 時 分です。

2 会場は、 です。

3 この受講票を必ず持参し、受付に提出してください。

4 受付終了後、受講票と同じ番号の席に座ってください。

5 筆記具、ノートを持参してください。

6 講習会終了後、修了証を交付しますので、印鑑を持参してください。

※遅刻又は途中退場した場合には、修了証の交付はできません。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第10条関係）

防火管理講習修了証交付台帳

交付年月日 年 月 日

受付番号	防火対象物		資格者			受領印	備考
	所	在 名 称	住 所	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第11条関係）

防火管理講習修了証再交付申請書							
年 月 日							
富良野広域連合消防本部 消防長 様							
申請者 住 所 _____ フリガナ 氏 名 _____ ⑩ 電 話 _____ 生年月日 年 月 日 生							
次の理由により、防火管理講習修了証の再交付について、申請します。							
交 付 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">講習実施機関</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交付年月日・番号</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 年 月 日 第 号 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再 交 付 理 由</td> <td style="padding: 5px;">紛失・破損・汚損・その他（ ）</td> </tr> </table>	講習実施機関		交付年月日・番号	年 月 日 第 号	再 交 付 理 由	紛失・破損・汚損・その他（ ）
講習実施機関							
交付年月日・番号	年 月 日 第 号						
再 交 付 理 由	紛失・破損・汚損・その他（ ）						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">※ 受 付 欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">※ 経 過 欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>		※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申請の際には、申請者本人を証明できる書面（運転免許証・パスポート等）の写しを添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第6号（第11条関係）

防火管理講習修了証書換申請書				
年 月 日				
富良野広域連合消防本部 消防長 様				
申請者 住 所 _____ フリガナ 氏 名 _____ ⑩ 電 話 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 生				
記載事項の変更により、防火管理講習修了証の書換えについて、申請します。				
交 付 内 容	講 習 実 施 機 関			
	交付年月日・番号	年 月 日 第 号		
記載事項の変更内容		旧内容		新内容
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申請の際には、書換え前の修了証の写しを添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第8号（第13条関係）

年 建築同意受付簿

No.	受付月日	建築の種類	建築面積	申請者住所	申請者名	備考
	同意月日		延面積	申請位置		
	/	・種別				
	/	・構造				
	/					
	/					
	/					
	/					
	/					
	/					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

富良野広域連合
消防署長

印

不同意返却理由書（通知）

下記の建築物は、防火に関する規定に不備事項が認められ同意できないので通知します。

記

建築主の住所	氏名
築造地の地名地番	名称用途
確認申請の受付 年 月 日 番号	年 月 日 第 号

不 備 事 項

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 10 号（第 13 条関係）

建築物の使用について（通知）					
					第 号
					年 月 日
様		富良野広域連合 消防署長 ㊟			
あなたが設計中の下記の概要の建築物は、消防法第 17 条及び防火対象物の実態により下記の○印を付した設置義務のある消防用設備等について、消防法の技術基準に従って設置及び届出され、使用開始又は届出を必要とする事項については、当該建築物の使用開始までに対処して下さい。					
建 築 概 要	所 在 地				
	名 称		用 途	第 項 ()	
	同意年月日	年 月 日 第 号	階建	建築	m ² 延べ m ²
設置義務のある消防用設備等			使用開始までに措置又は届出を必要とするもの		
消 火 設 備		1 消火器	防 火 管 理 等		1 防火管理者を選任し届け出ること。
		2 屋内消火栓設備			2 共同防火管理業務を定めて届け出ること。
		3 スプリンクラー設備			
		4 特殊消火設備 (設備)			
		5 屋外消火栓設備			
		6 その他 ()			
警 報 設 備		7 自動火災報知設備	届 出 関 係		4 申請建築物を使用する場合は、使用を開始する 7 日前までに防火対象物使用開始届出書を提出すること。
		8 ガス漏れ火災警報設備			
		9 漏電火災警報器			
		10 消防機関へ通報する火災報知設備			
		11 非常警報器具・設備 ()			
避 難 設 備		12 避難器具 ()		6 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機、燃料電池発電設備、発電設備、急速充電設備、変電設備、蓄電池設備、又はネオン管灯設備を設置する場合は届け出ること。	
		13 誘導灯・誘導標識 ()			
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設		14 連結散水設備			7 危険物又は指定可燃物を貯蔵、取扱う場合は届け出ること。
		15 連結送水管			
		16 その他			
そ の 他					
問合せ 危 険 物：消防本部予防課（0167-45-1119） 危険物以外：〇〇〇（市町村）関係は〇〇〇〇消防（支）署指導係（〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）					

第10類 富良野広域連合火災予防規程

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号（第14条関係）

各種届出受付台帳

受付月日	届出の種類別	申請者		編さん先の台帳名	備考
		住所	氏名		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 12 号（第 14 条関係）

	第	年	月	号 日
様				
富良野広域連合 消防署長				
㊞				
消防用設備 計画書 着工届 の是正について（通知）				
月 日付けであなたから提出のあった建築物の消防用設備計画書（着工届）を審査したところ、次のとおり不備事項がありますので指定期日までに書類を訂正し、再提出するよう通知します。				
所 在 地 _____				
名 称 _____				
消防用設備名 _____				
指 定 期 日 _____				
不備事項 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 13 号（第 16 条関係）

年度 消防設備等検査済証交付簿

交付番号	月 日	消防用設備 等の種別	防火対象物	所在地	申請者	住 所	検査月日	検査員
				名 称		氏 名		
	/						/	
	/						/	
	/						/	
	/						/	
	/						/	
	/						/	
	/						/	
	/						/	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 14 号（第 17 条関係）

年 月 日

富良野広域連合消防本部
消防長 様

申請者

住 所

社 名

TEL

氏 名

㊞

消防用設備等適用除外申請書

下記の施設について、 $\left[\begin{array}{l} \text{消防法施行令第32条} \\ \text{火災予防条例第41条} \end{array} \right]$ の特例基準の適用を受けたいので、関係図書を添付し申請いたします。

施設の所在地		
施 設 の 名 称		
特例基準の適用を受けたい設備等		
特例基準の適用を受けるための措置等		
※ 受 付 欄	※ 消 防 本 部 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 見取図及び配置図を添付すること。
- 3 当該設備の構造図及び仕様書その他必要とする資料を添付すること。

別記様式第 15 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

富良野広域連合消防本部
消防長

㊞

消防用設備等適用除外承認通知書

下記の施設について、消防法施行令第32条
火災予防条例第41条の特例基準の適用を承認としたので通知します。

施 設 の 所 在 地			
施 設 の 名 称			
申請受付年月日	年 月 日	申請受付番号	
特 例 概 要			
承認理由、条件等			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号の2（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

富良野広域連合消防本部
消防長

㊟

消防用設備等適用除外不承認通知書

下記の施設について、消防法施行令第32条
火災予防条例第41条の特例基準の適用を不承認としたので通知します。

施設の所在地			
施設の名称			
申請受付年月日	年 月 日	申請受付番号	
承認しない 理由等			
※ 教 示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富良野広域連合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、富良野広域連合（訴訟において富良野広域連合を代表する者は富良野広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 16 号（第 18 条関係）

年 月 日			
住宅用防災警報器等特例概要書			
様			
富良野広域連合消防本部 消防長			
⑩			
下記の防火対象物について、富良野広域連合火災予防条例第 29 条の 6 の規定に基づき、住宅用防災警報器等の特例基準を適用し消防同意したことを通知します。			
記			
所在地			
名称			
願出者住所			
願出者			
申請年月日		申請番号	
同意年月日		同意番号	
設計者		連絡先	
特 例 の 概 要			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 17 号 (第 19 条関係)

		指定防火対象物台帳
	名称	
	項	
	消 防 署	富良野広域連合

別記様式第 18 号（第 20 条・第 41 条関係）

様 富良野広域連合 広域連合長(消防長)(消防署長)	第 号 年 月 日	
立 入 検 査 結 果 通 知 書		
あなたの管理・所有する対象物(所在地: 名称:) は、 年 月 日立入検査を実施した結果、下記のとおりでした。 火災予防上、不備・欠陥があると指摘されている場合は、速やかに改善するよう指導します。 なお、指導事項が改善された場合は、 へ連絡して下さい。		
記		
No.	不備・欠陥のある 施 設 ・ 設 備	不 備 欠 陥 事 項
対 象 物 立 会 者		(職・氏名)
消 防 査 察 員		(職・階級・氏名)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 18 号の 2 (第 42 条関係)

公 表 通 知 書

第 号
年 月 日

様

富良野広域連合消防本部
消防長



あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日付の立入検査結果通知書により通知した消防法令違反（富良野広域連合火災予防規則第 10 条の 2 に規定するものに限る。）が現に認められるものについて、富良野広域連合火災予防条例第 56 条の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防 火 対 象 物	名 称	
	所 在 地	
違 反 の 内 容		
違 反 の 場 所		

2 公表の方法

富良野広域連合消防本部公式ホームページへの掲載による。

3 公表予定日

年 月 日

備 考

- ・前 1 の法令違反の内容を是正した場合は、本書問合せ先又は立入検査結果通知書内、消防査察員へ連絡してください。
- ・公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。
- ・公表後に違反の是正を確認したときは、当該違反事実の情報を富良野広域連合消防本部公式ホームページから削除します。

【問合せ先】

住所
所属
担当
電話

※ この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 19 号（第 20 条・第 44 条関係）

改 善 計 画 （ 完 了 ） 届

年 月 日

富良野広域連合

広域連合長（消防長）（消防署長）

様

権原者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

さきに指導された事項については、次のとおり実施する
したので届出ます。

区 分	改善実施計画届 改善完了届
所在地 対象物 名 称	
指定期日までに改善出来ない場合 の理由 (具体的に記入すること)	
改 善 す る ま で の 応 急 措 置 (具体的に記入すること)	
改 善 の 実 施 計 画 〔改善事項の内容、完了した日時、 施行業者名等を記入すること〕	
改 善 完 了 事 項 〔改善事項の内容、完了した日時、 施行業者名等を記入すること〕	
※ 受 付 欄	※ 意 見 処 理 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 虚偽の届出をした場合は罰則が適用される事があります。
- 3 改善計画の内容に誠意が認められない場合は、法律に基づく処置がとられることがあります。
- 4 改善計画届出の場合は、広域連合長、消防長又は、消防署長の意見に従って下さい。

別記様式第 20 号（第 21 条関係）

意 見 書

第 号

北海道知事 様

年 月 日付申請者.....

から液化石油ガス販売事業の許可を受けるため、意見を求めてきたが、これについての意見は、次のとおりである。

年 月 日

富良野広域連合
消防署長

⑥

記

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 23 号 (第 25 条関係)

検 査 証 明 願

			年 月 日
富良野広域連合消防本部 消防長 様			
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)			
下記の について検査し、証明願います。			
設置者	住 所		
	氏 名		
工 事 名			
場 所			
試 験 物			
試 験 方 法			
※ 検 査 欄	年 月 日	年 月 日	
	検 査 の 方 法		
	検 査 意 見		
検査員職氏名印			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	※ 手 数 料 欄
		第 号 上記のとおり証明する。 年 月 日 富良野広域連合消防本部 消防長 (印)	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第24号（第26条関係）

火 災 報 告（ 月分）

消防署名

1 出火件数（件）

区 分	計	建 物	林 野	車 輦	船 舶	航空機	その他
件 数							
(爆発)							

2 損害の状況

区 分	建物焼損床面積 (㎡)	建物焼損表面積(㎡)	林野焼損面積 (a)	損害額 (千円)	焼 損 棟 数	り災世帯数
損 害						
(爆発)						

3 出火原因（件）

区 分	計	たばこ	こんろ	かまど	風 呂 かまど	炉	焼却炉	ストーブ	こたつ	ボイラー
件 数										
(爆発)										

区 分	煙突煙道	排気管	電気機器	電気装置	電灯電話 等の配線	内燃機関	配線器具	火あそび	マッチ・ ライター	たき火
件 数										
(爆発)										

区 分	溶接機・切断機	灯 火	衝突の 火 花	取 灰	火入れ	放 火	放火の 疑 い	その他	不 明 調査中
件 数									
(爆発)									

4 焼死者の発生した火災種別（人）

区 分	計	建 物	林 野	車 輦	船 舶	航空機	その他
死 者							
(爆発)							
負傷者							
(爆発)							

5 住宅火災の状況

	住宅火災件数			死 者 数			負傷者数
	一般住宅	共同住宅	併用住宅	0～5歳	6～64歳	65歳以上	
住 宅							
(放火)							

6 死者が発生した火災の概要

区 分		区 分	
日 時		日 時	
場 所		場 所	
性別・年齢		性別・年齢	
原 因		原 因	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 25 号（第 26 条関係）

当月 管 轄 区 域 別 火 災 月 報

消防本部

年 月 累計分

消防署

訂正

消防署名	合計	建物	建物の用途別分類										林 野	車 両	そ の 他	焼 損 面 積		損害額	焼 損 棟 数	り 災 世 帯	死 者 傷 者	
			住	共住	劇	百	旅	病	福施	学	文	そ				建物	林野				死	傷
			宅	同 宅	場	貨 店	館	院	祉設	校	化 財	他				(㎡)	(a)					
上富良野 消防署																						
中富良野 支署																						
富良野 消防署																						
南富良野 支署																						
占冠 支署																						
計																						

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 26 号 (第 26 条関係)

火 災 報 告 総 括 表

	月分
--	----

消防本部
消防署

出火件数 (件)		火元建物の 焼損面積		m ²	罹災世帯数 (世帯)		区 分	死 者 (人)	負傷者 (人)
建物火災		焼 損 棟 数	火 元	全 焼		全損	消 防 吏 員		
林野火災				半 焼		半損	消 防 団 員		
車両火災				部分焼		小損	消防活動に関係のある者		
船舶火災		類 焼	棟 数	全 焼		合計	応急消火義務者		
航空機火災				半 焼		罹 災 人 員	消 防 協 力 者		
その他火災				部分焼			そ の 他 の 者		
合 計				合 計		(人)	合 計		

火 災 種 別			移し換え分を含 まない仮計①	他の火災種別より移し換え		合 計 ① + ②	焼 損 面 積 又は焼損数
				移換元の火災	額②		
損 害 額 (千円)	建物	建 物	千円		千円		m ²
	火災	収容物					
	林 野 火 災						アール
	車 両 火 災						台
	船 舶 火 災						隻
	航 空 機 火 災						機
	そ の 他 火 災						
	合 計						

建築物の焼損面積(千円)	区 分		延べ面積	損 害 額	産業用建築物	農 林 水 産 業	m ²	千円
	居 住 専 用 建 築 物		m ²	千円		鉱 工 業		
	居住産業併用建築物	居住農林水産業				商 業		
		居 住 鉱 工 業				公 益 事 業		
		居 住 商 業				サ ー ビ ス 業		
		居住サービス業				公 務 文 教		
		そ の 他				産業の複合する建築物		
						合 計		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 27 号 (第 29 条関係)

広 聴 事 務 処 理 票

消防署

※件 名		処 理 経 過	
※要 望 者 職業、氏名	(電話 番)	※受 付	月 日 時 分
※内 容		※受付区分	来 文 電 そ の 訪 書 話 他
		※種 別	苦 意 要 情 見 望
			相 問 感 談 合 謝
調 査 結 果		調 査	月 日 時 分
		合 議	月 日
		合 議 先	
		決 裁	月 日
		回 答	月 日 時 分
回 答 要 旨		回 答 区 分	口 文 電 そ の 頭 書 話 他
他機関への連絡		※ 受 付 者 係別、階級、氏名	
		⑩	
処理結果の確認		調査担当者 係別、階級、氏名	
		⑩	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2 ※印の欄は、受付者が記入のこと。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 29 号（第 32 条関係）

防 火 指 導 簿

件 名		
日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
対 象	実施場所	
	参加人員	
実 施 事 項		
指 導 員 職・氏名		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 30 号〔2〕（第 40 条関係）

一 般 査 察 台 帳

	年 月 日
住所 _____	
氏名 _____ 様	
富良野広域連合 消防署 査察実施者職氏名	⑩
予防査察結果の指導について	
あなたの住宅を火災予防のため査察した結果、下記のとおりでした。 なお、下記に火災予防条例に定める火気設備及び危険物の貯蔵、取扱いの基準に不備があると指摘されている場合は、早急に改善されるよう指導します。	
記	
結果欄	

備考欄	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第31号〔1〕(第40条関係)

(表)

指 定 防 火 対 象 物 台 帳					□特定 □指定		第 項イロハ二		
事 業 所 名			用 途						
申 請 者 住 所 氏 名									
申 請 地 名 番 地									
権 原 者	職 名	氏 名	住 所	電 話	備 考				
防 火 管 理 者	氏 名	職 名	選 任 年 月 日	解 任 年 月 日	備 考				
建 築 関 係	階 別	階	階	階	階	合 計 (延面積)			
	床 面 積	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		既存部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	用 途								
	算 定 人 員 数								
	建 築 物 概 要	構 造 別				階 段	□普通□屋外□		
		構 造				防火区画	□有 () □無		
		屋 根				内装制度	□有 () □無		
		外 壁				無 窓 階	□有 () □無		
	用 途 地 域					防火地域	□防 火 □準防火 □法第22条 □指定なし		
	増 改 築 等 履 歴	工事年月日	工事種別	既設部分床面積	増改床面積	除却床面積	合 計 延 面 積		
				m ²	m ²	m ²	m ²		
				m ²	m ²	m ²	m ²		
				m ²	m ²	m ²	m ²		
				m ²	m ²	m ²	m ²		
	防 火 管 理	消 防 計 画	提 出 年 月 日		備 考		提 出 年 月 日		備 考
避 難 訓 練 記 録		実施年月日	内 容	備 考		実施年月日	内 容	備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

(裏)

		設 備 種 別	階別 基準	消 防 用 設 備 等 の 基 準															
				階	階	階	階	計	備 考										
消 防 用 設 置 状 況	防 備	☐ 消 火 器							火気 電 危										
		☐ 屋 内 消 火 栓																	
		☐ 自動火災報知設備																	
		☐ 漏電火災警報器																	
		☐ 非 常 警 報 器 具																	
		☐ 非 常 警 報 設 備																	
		☐ 非 常 放 送 設 備																	
		☐ 避 難 器 具																	
		☐ 誘 導 灯																	
		☐																	
		☐																	
設 備	令第三十二条適用	適 用 年 月 日	消 防 用 設 備 名	該 当 理 由															
	消 設 点 検 結 果	報 告 年 月 日	指 摘 事 項	報 告 年 月 日		指 摘 事 項													
危 険 物	種別 貯蔵所 第 類 第 石油類最大貯蔵量 立																		
	少量危険物貯蔵所 第 石油類 立 消火器有 () 無																		
条 例 関 係	火 災 防 止 法	☐ ボイラー () ☐ 給湯設備 () ☐ 炉、かまど																	
		☐ 乾燥設備 ☐ その他 ()																	
	各 種 届 出 事 項	乾 燥 設 備	年 月	未	済	少 量 危 険 物	年 月	未	済										
		ボイラー給湯設備	年 月	未	済	液 化 石 油 ガ ス	年 月	未	済										
		変電・発電設備	年 月	未	済		年 月	未	済										
防 災	カ ー テ ン		未	済	幕		未	済	じ ゆ う た ん										
	布製ブラインド		未	済	ど ん 帳		未	済											
そ の 他																			

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 31 号〔2〕(第 40 条関係)

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 32 号 (第 40 条関係)

一般查察実施結果報告書

消防署

区 分 署 別		対象物件数	査察件数	再査察件数	総評		延人員	延時間	未実施件数
					良	不良			
合計									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

2 点線上欄は累計（赤）・下欄は当月（黒）とする。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 33 号（第 40 条関係）

指定防火対象物査察実施結果報告書

消防署

令別表第 1	用 途 別	対象 物数	検査 数	未検 査数	注意 件数	改善 件数
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場				
	ロ	公会堂又は集会場				
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの				
	ロ	遊技場又はダンスホール				
	ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの				
	ニ	カラオケボックス				
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの				
	ロ	飲食店				
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場				
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの				
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅				
(6)	イ	病院、診療所又は助産所				
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等				
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター等				
	ニ	幼稚園又は特別支援学校				
(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの				
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの				
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの				
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場				
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場				
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
(12)	イ	工場又は作業場				
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
(14)		倉庫				
(15)		前各項に該当しない事業場				
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの				
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物				
合 計						

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 34 号（第 44 条関係）

第 年 月 日 号 様 富良野広域連合 広域連合長（消防長）（消防署長） 印 勸 告 書 年 月 日 付 立 入 検 査 結 果 通 知 書 に よ り あ な た の 所 有 管 理 に 係 る 対 象 物 の 不 備 事 項 に つ い て 改 善 す る よ う 通 知 し て あ り ま し た が 年 月 日 調 査 の 結 果 い ま だ 改 善 さ れ な い 事 項 が あ り ま す の で 、 指 定 期 日 ま で に 改 善 す る よ う 勸 告 す る 。 対 象 物 名 称 及 び 用 途 _____ 所 在 地 _____	
勸 告 事 項	適 用 法 令

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

2 改善がなされたときは、改善完了届として改善計画書に記入の上、 _____ まで提出すること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 35 号 (第 51 条関係)

(表)

諸願届出等処理報告書 (月報)

消防署

種 別		受 理 件 数	調 査 指 導 件 数	不 許 可 又 は 保 留	許可等件数
防 火 管 理	消 防 計 画 作 成 (変 更) 届				
	防 火 管 理 者 選 任 (解 任) 届				
	防 火 対 象 物 使 用 開 始 届				
	管 理 権 原 者 変 更 届				
	防 火 対 象 物 点 検 結 果 報 告				
	自 衛 消 防 訓 練 通 知				
	防 災 管 理 者 選 任 (解 任) 届				
	自 営 消 防 組 織 設 置 (変 更) 届				
	防 火 対 象 物 点 検 報 告 特 例 認 定 申 請				
	防 火 管 理 点 検 報 告 特 例 申 請				
消 防 用 設 備	消 防 用 設 備 等 着 工 届	屋 内 消 火 栓			
		自 動 火 災 報 知 設 備			
		漏 電 火 災 警 報 器			
		非 常 警 報 設 備			
		避 難 器 具			
		その他 ()			
	消 防 用 設 備 等 設 置 届				
	消 防 用 設 備 等 適 用 除 外 申 請				
	消 防 用 設 備 点 検 結 果 報 告				
	改 善 計 画 (完 了) 届				
火 を 使 用 す る 設 備	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機				
	燃料電池発電設備・発電設備・急速充電設備・変電設備・蓄電池設備				
	ネ オ ン 管 灯 設 備				

第10類 富良野広域連合火災予防規程

	水素ガスを充填する設備				
--	-------------	--	--	--	--

(裏)

種 別		受 理 件 数	調 査 指 導 件 数	不 許 可 又 は 保 留	許 可 等 件 数
揚 煙 等 の 行 為 の 届					
煙 火 打 上 げ ・ 仕 掛 け 届					
催 物 開 催 届					
水 道 断 水 ・ 減 水 届					
道 路 工 事 届					
煙 突 取 付 掃 除 業 届					
液体燃料を使用する燃焼機器分解掃除整備業届					
消 防 用 設 備 等 工 事 ・ 整 備 販 売 届					
指 定 洞 道 等 設 置 届					
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届					
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届					
証 明	水 圧 ・ 水 張 検 査 証 明 申 請				
	検 査 証 明 願				
	罹 災 証 明 願				
特 別 興 行 開 催 届					
劇 場 等 の 裸 火 ・ 危 険 物 品 使 用 届					
圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱い届					
手 数 料 徴 収 免 除 申 請					
意 見 書					
消 防 法 令 適 合 通 知					
その他 ()					
合 計					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 36 号（第 52 条関係）

様 富良野広域連合 消防署長	第 号 年 月 日 ㊞		
違反建築物の改善方について（通知）			
このことについて、下記は、建築基準法（防火に関する規定）に違反している事実が認められるので通知します。 なお、措置された場合は、お知らせ願います。			
記			
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	
建 築 主 の 住 所		氏 名	
建 築 地		名 称 （ 主 用 途 ）	
違反事項 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10類 富良野広域連合火災予防規程

別記様式第 37 号（第 53 条関係）

年 月 日 様 発見指導者 所 属 職氏名  未 届 事 項 発 見 指 導 通 知 書	
届出等の種別	
場 所	
名 称	
業 態	
責 任 者 氏 名	
事案の概要 	
指導指示の内容 	
処理欄 	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

別記様式第 38 号（第 56 条関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

富良野広域連合
消防署長

㊟

富良野広域連合火災予防条例第 50 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

つきましては、富良野広域連合火災予防条例第 50 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく期間内に防火担当者を定め、火災予防上必要な業務の計画書を作成させるとともに、当該計画書を提出して下さい。

記

催しの開催場所	
催 し の 名 称	
催しの開催期間	

※教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、富良野広域連合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 月以内に、富良野広域連合（訴訟において富良野広域連合を代表する者は富良野広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。